

船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可に関する手続等について、法その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事前相談)

第2条 幼保連携型認定こども園を設置しようとする者（以下「設置希望者」という。）は、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等事前相談書（第1号様式）により、幼保連携型認定こども園の設置に関する計画（以下「計画」という。）の事前相談を行なうものとする。

2 市長は、前項の規定による事前相談があったときは、設置の必要性について審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(事前協議)

第3条 前条第2項の審査の結果、設置の必要性があり、適切な計画であると認められた設置希望者は、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等事前協議書（第2号様式）により、計画の事前協議を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、関係法令との適合性その他必要事項を審査し、その結果を設置希望者に通知するものとする。

(計画の着手)

第4条 設置希望者は、前条の事前協議を経た後に、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等計画着手届（第3号様式）により、計画に着手するものとする。

2 設置希望者は前条の事前協議を経た後に、やむを得ない理由により計画の内容を変更しようとするときは、その変更の可否について、あらかじめ市長と協議を行うものとする。

(設置認可の申請)

第5条 第2条から第4条の手続き等を経て、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の認可を受けようとする設置希望者は、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第4号様式）に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・

文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。)第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書類その他必要な書類を添えて、市長に認可の申請を行うものとする。

(設置認可等)

第6条 市長は、前条の規定による認可の申請があったときは、法第17条第2項の規定に基づき内容を審査し、認可の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を決定したときは、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可通知書(第5号様式)により、設置希望者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により幼保連携型認定こども園を認可しないと決定したときは、船橋市幼保連携型認定こども園設置不認可通知書(第6号様式)により、設置希望者に通知するものとする。

(運営開始後の内容変更手続き)

第7条 前条により認可された者(以下「設置者」という。)は、幼保連携型認定こども園の運営開始後に、次の各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ相当期間の余裕を持って、第2条の規定に準じて手続きを行うものとする。なお、変更しようとする事項が、施設整備を伴うもの等、市長がより詳細な協議を行う必要があると認めた場合は、第3条及び第4条の規定に準じて手続きを行うものとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (4) 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- (5) 経営の責任者若しくは園長
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 設置者は、前項に規定する手続きを経た後に、前項第1号から第5号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ船橋市幼保連携型認定こども園内容変更届(第7号様式)により市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、船橋市幼保連携型認定こども園内容変更届受理通知書(第8号様式)により、設置者に通知するものとする。

(設置者変更の認可の手続き)

第8条 第6条により認可された幼保連携型認定こども園について、設置者を変更しよう

とするときは、第2条及び第3条の規定に準じて、手続きを行うものとする。

2 市長は、前項の規定による設置者変更の相談があったときは、新たに当該幼保連携型認定こども園を運営しようとする者について、法第17条第2項各号に掲げる基準により審査し、その結果を通知するものとする。

3 前項及び第2項の手続きを経た後に、設置者は、船橋市幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第9号様式）に、新たに当該幼保連携型認定こども園を運営しようとする者と連署して、変更前及び変更後の第7条に掲げる事項並びに変更の理由及び時期を記載した書類を添えて申請するものとする。

4 市長は、前項の規定による申請に係る変更認可をすると決定したときは、船橋市幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書（第10号様式）により申請した者に通知するものとする。

（廃止又は休止の手続き）

第9条 設置者は、認可を受けた幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとするときは、幼保連携型認定こども園の公共性から教育・保育事業に多大な影響を及ぼすため、相当期間の余裕をもって廃止又は休止について市長と協議し、原則として幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする日の3月前までに船橋市幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第11号様式）に規則第17条各号に掲げる事項（休止についての認可の申請の場合にあっては、規則第17条第4号に掲げる事項を除く。）を記載した書類その他市長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

（廃止又は休止の要件）

第10条 市長は、前条の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止の認可の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査するものとする。

(1) 廃止の理由がやむを得ないものであり、廃止の時期が廃止の理由から判断して妥当なものであると認められるとともに、廃止しようとする幼保連携型認定こども園の所在する地域における既存の施設の分布状況及び利用状況並びに入園を要する園児の数から、幼保連携型認定こども園の廃止の妥当性があり、学校教育及び児童福祉に支障がないと認められること。

(2) 現に入園している園児に係る処置が適切であり、継続して教育・保育が提供されるよう他の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該園児の処遇の低下を招かないと認められること。

- (3) 廃止しようとする幼保連携型認定こども園の財産処分の方法が適切で、かつ、当該施設の財産処分について所轄庁の承認等を必要とする場合は、当該承認等を得られる見込みがあること。
- (4) 廃止しようとする幼保連携型認定こども園の整備等について国庫又は市の補助がなされた場合にあっては、あらかじめ文書をもって市長あてに協議を行い、その承認を得ていること。
- (5) 幼保連携型認定こども園の借入金等について債務の弁済が処分計画に基づきなされる見込みがあると認められること。
- (6) 廃止について学校法人、社会福祉法人の理事会の議決その他法人の寄附行為等に定める所定の手続きを経ていること及び寄附行為等の変更又は学校法人、社会福祉法人の解散をとまなう場合は所轄庁の認可又は認定を得られる見込みがあること。
- (7) その他当該幼保連携型認定こども園の廃止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

2 市長は、前条の規定により、幼保連携型認定こども園の休止の認可の申請があったときは、その内容が次に掲げる要件を満たすかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 休止の理由がやむを得ないものであり、休止の時期及び期間が休止の理由から判断して妥当なものであると認められること。
- (2) 現に入園している園児に係る処置が適切であり、継続して教育・保育が提供されるよう他の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うなど、当該園児の処遇の低下を招かないと認められること。
- (3) 休止について学校法人、社会福祉法人の理事会の議決その他寄附行為等に定める所定の手続きを経ていること。
- (4) 休止に伴い必要となる手続きについて所轄庁等の承認を得られる見込みがあること。
- (5) その他当該幼保連携型認定こども園の休止を認めることが適当でないと市長が認める特段の事由がないこと。

(廃止又は休止の認可)

第11条 市長は、第9条の規定により幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の申請があったときは、前条の規定により審査し、幼保連携型認定こども園の廃止又は休止を認可する場合は、船橋市幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可通知書（第12号様式）により、認可しない場合は船橋市幼保連携型認定こども園廃止（休止）不認可通知書（第

13号様式)により、廃止又は休止の申請をした設置者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の設置認可、内容の変更、廃止、休止等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、第2条から第6条に規定する幼保連携型認定こども園の設置認可に必要な手続きその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名

印

船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等事前相談書

次のとおり、幼保連携型認定こども園の（ 設置計画 ・ 変更計画 ）について、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第2条第2項の規定により、関係書類を添えて事前相談します。

名称 (仮称)								
定員	名 (内訳)							(単位：名)
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
	1号							
	2号							
	3号							
	計							
施設設置 計画地	船橋市							
敷地面積	m ²							
設置認可及び 認可変更内容	創設 ・ 増築 ・ 増改築 ・ 改築 ・ 大規模修繕 その他 ()							
設計概要	別紙のとおり							

第2号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名

印

船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等事前協議書

年 月 日 第 号にて通知のありました、幼保連携型認定こども園（ 認定こども園名 ）の（ 設置計画 ・ 変更計画 ）にかかる事前協議書について、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて提出します。

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名

印

船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等計画着手届

年 月 日 第 号にて通知のありました幼保連携型認定こども園（ 認定こども園名 ）の（ 設置計画 ・ 変更計画 ）について、船橋市幼保連携型認定こども園設置認可等要綱第4条第1項又は第7条第1項の規定により、事前協議の内容の通り、計画に着手することを届け出ます。

第4号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名

印

船橋市幼保連携型認定こども園設置認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園を設置したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第15条第1項の規定により関係書類を添付して下記のとおり申請します。

1. 目的

2. 施設名

3. 施設の所在地 船橋市

4. 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

①園地 敷地面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）

②園舎 延床面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）

建物構造 造、階数 階建（認定こども園部分 階）

③設備

④備品等の状況

⑤図面

5. 定員

（内訳）

（単位：名）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号							
2号							
3号							
計							

6. 運営に関する規程

7. 理事長及び園長の氏名及び経歴

8. 職員

9. 経費の見積り及び維持方法

10. 開設年月日 年 月 日

第5号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市幼保連携型認定こども園設置認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 認定こども園名 ）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定により、設置することを認可します。

1. 目的
2. 施設名
3. 施設の所在地 船橋市
4. 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - ①園地 敷地面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）
 - ②園舎 延床面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）
建物構造 造、階数 階建（認定こども園部分 階）

5. 定員

（内訳）

（単位：名）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号							
2号							
3号							
計							

6. 開設年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市幼保連携型認定こども園設置不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 認定こども園名 ）については、次の理由により設置することを認可しないので、通知します。

記

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名

印

船橋市幼保連携型認定こども園内容変更届

幼保連携型認定こども園（ 認定こども園名 ）の内容変更について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。）第15条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 変更内容

（ ）

認可を受けた定員を変更する場合は、下欄に現在の定員及びその増減並びに変更後の定員を記載すること

（増減内訳）

（単位：名）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計
号	3号	3号	3号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	
現在										
増減										
変更後										

2. 変更理由

3. 変更年月日 年 月 日

【添付書類】

理事会等の議事録の写し、又はそれに準じる書類

（設備構造を変更する場合）

①変更に関する設備の一覧表

②変更の前後が判別できる建物平面図

（定員を変更する場合）

①建物その他設備の規模及び構造

②職員一覧

（運営に関する規程（以下「園則」という。）を変更する場合）

①変更後の園則

（園長を変更する場合）

①就任予定者の履歴書及び規則第12条の要件を具備していることが確認できる証明書等
その他市長が必要と認める書類

注

園長を変更する場合は、現任者及び就任予定者の氏名並びに退任（就任）予定年月日を記載すること。

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市幼保連携型認定こども園内容変更届受理通知書

年 月 日付で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）第 15 条第 2 項の規定により届出のありました幼保連携型認定こども園の内容変更については、次のとおり受理したので通知します。

1. 施設名
2. 施設の所在地 船橋市
3. 変更内容
4. 変更年月日 年 月 日

第9号様式

年 月 日

船 橋 市 長 あて

新たな設置者

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名 印

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名 印

船橋市幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

幼保連携型認定こども園の設置者の変更を行ないたいため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第18条の規定により、次のとおり申請します。

1. 目的

2. 施設名

3. 施設の所在地 船橋市

4. 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面

①園地 敷地面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）

②園舎 延床面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）

建物構造 造、階数 階建（認定こども園部分 階）

③設備

④備品等の状況

⑤図面

5. 定員

（内訳）

（単位：名）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号							
2号							
3号							
計							

6. 運営に関する規程

7. 新たな設置者の理事長及び園長の氏名及び経歴

①就任予定者の履歴書

②選任又は任命の手続きを経たことを証する書面

8. 職員

9. 経費の見積り及び維持方法

10. 設置者の変更理由

11. 変更年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

新たな設置者

様

船橋市長

船橋市幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 認定こども園名 ）の設置者の変更については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第18条の規定により、認可します。

1. 目的
2. 施設名
3. 施設の所在地 船橋市
4. 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
 - ①園地 敷地面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）
 - ②園舎 延床面積 m^2 （認定こども園専用部分 m^2 ）
建物構造 造、階数 階建（認定こども園部分 階）

5. 定員

(内訳)

(単位：名)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号							
2号							
3号							
計							

6. 変更年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

(変更前の設置者)

様

船橋市長

船橋市幼保連携型認定こども園設置者変更認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 認定こども園名 ）の設置者の変更については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第18条の規定により、認可されましたので通知します。

1. 施設名
2. 施設の所在地 船橋市
3. 新たな設置者
4. 変更年月日 年 月 日

年 月 日

船 橋 市 長 あて

所在地又は住所

名 称

代 表 者 氏 名 印

船橋市幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

幼保連携型認定こども園の廃止（休止）の認可を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第17条の規定により、次のとおり申請します。

1. 施設名

2. 施設の所在地 船橋市

3. 定員

(内訳)

(単位：名)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号							
2 号							
3 号							
計							

4. 廃止（休止）の理由

5. 園児の処置方法

6. 職員の処置

7. 廃止しようとする者にあつては廃止の期日及び財産の処分方法

8. 休止しようとする者にあつては休止の予定期間

【添付書類】

①前年の決算書

②当該年度の予算書

③廃止（休止）に関する理事会等の議事録の写し、又はそれに準じる書類

④その他市長が必要と認める書類

注

①廃止（休止）の理由は、詳細かつ具体的に記載すること。

②財産の処分は、現在の施設所有の財産についてその処分方法を具体的に記載すること。なお、寄付金、補助金等によって得た財産については、補助事業名、取得年月日及び金額を併せて記載すること。

第 1 2 号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 認定こども園名 ）の廃止（休止）については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）第 1 7 条の規定により、廃止（休止）することを認可します。

1. 施設名

2. 施設の所在地 船橋市

3. 定員

（内訳）

（単位：名）

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
1 号							
2 号							
3 号							
計							

4. 廃止（休止）年月日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市幼保連携型認定こども園廃止（休止）不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった（ 認定こども園名 ）の廃止（休止）については、次の理由により認可しないので、通知します。

理由：

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。